

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について

1 改正の趣旨

自衛隊法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 100 号）の一部の施行に伴い、防衛省組織令、自衛隊法施行令その他関連政令について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 33 条に規定されている学生の定義の改正に伴い、同条の定義を引用している自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）の規定の改正等を行うこと。（第 1 条関係）
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日に施行される防衛医科大学校に看護学科（仮称）を新設することに関連して、次の政令において規定されている防衛医科大学校の学生から保健師及び看護師である技官となるべき者（防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項第 3 号の教育訓練を受けている者）を除くこと。
 - ア 防衛省組織令（昭和 29 年政令第 178 号）（第 2 条関係）
 - イ 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）（第 3 条関係）
 - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）（第 3 条関係）
 - エ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 438 号）（第 4 条関係）
 - オ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成 12 年政令第 388 号）（第 4 条関係）
 - カ 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成 19 年政令第 218 号）（第 4 条関係）

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日